

政 法 第 1 8 6 1 号
答 申 第 3 9 8 号
平成26年10月23日

千葉県教育委員会
委員長 金本 正武 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年9月14日付け教職第717号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成23年7月7日付けで異議申立人から提起された、平成23年6月9日付け教職第277号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

- 1 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は不開示とした情報のうち、別表1及び別表2の判断の欄の開示と記載されたものを開示すべきである。
- 2 実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成23年6月9日付け教職第277号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 事故職員年齢、同現住所、相手側氏名、同年齢、同職業等、同現住所並びに職務の遂行に係わらない場合の事故職員氏名及び同印影は、千葉県情報公開条例第8条第2号の前半部分に該当すると解されることから、これらの部分について不開示とした処分に異議はない。
- (2) 文書記号番号、施行月日、学校名、校長氏名、同印影、事故発生日時、同発生場所、警察署名、反省等が判明したとして、どのような「個人の権利利益を害するおそれ」があるのかは不明である。
- (3) 千葉県教育委員会委員長天笠茂は、平成23年6月15日付け教総第199号及び同第200号で異議申立人の異議申立てを認容し、浦安市立〇〇小学校の〇〇の部分を開示とした処分を取り消した。原処分におけるこの部分に関する不開示の理由は、千葉県情報公開条例第8条第2号後段を適用したものであった。しかし、委員長は当該小学校名をWebページ上で垂れ流しにしていたため、異議申立てを認容せざるをえなくなったのである。異議申立人は、被害児童の気持ちを考えれば、まさにこのようなケースこそ「なお個人の権利利益を害する」場合であると考えている。

さて、これに比して、教職第277号（平成23年6月9日付け）で行った行政文書部分開示決定は「身内に甘い」と言わざるをえない（しかも、報告した月日すら墨塗りにするという徹底ぶりである）。かたや県民（被害児童）、かたや県職員で、県民の場合は学校名を開示し、県職員の場合は加害者であっても学校名すら開示しないというのは、著しく均

衡を欠く。

- (4) 事故の当事者を特定することができる者は、事故の当事者を知る者に限られる。したがって、これらの者は開示された情報と照合するまでもなく、すでに事故の当事者を特定しているのである。

ある特定の開示請求者を想定すれば、すべての個人情報「特定の個人を識別することができる」ことになり、本件条例第8条第2号は、意味をなさないことになる。また、上記のとおり、“ある特定の開示請求者”にとっては、多くの場合開示請求によって得た情報より多くの情報をすでに知り得ているのであって、これらの請求者を想定することよりも、広く県民の「知る権利」を尊重すべきであろう。

- (5) 「当該職員の行為が服務上又は身分上の取り扱いを要すると認められるものとして報告されたものである」と、なぜ「事故の当事者が不当な中傷や圧力を受けるおそれがある」のか、まったく理解できない。

しかも、「特定個人を識別できない」ならば、「事故の当事者が不当な中傷や圧力を受けるおそれがある」とはとうてい考えられず、「個人の権利利益を害するおそれがある」との主張には理由がない。

- (6) 本件条例第8条第2号ただし書ハを狭義に解釈したとしても、13件目と14件目は、職務遂行に係る情報と解される。また、広義に解釈した場合、例えば公務災害認定基準等との関係から、4件目ないし11件目についても職務遂行に係る情報と解される余地がある。なお、3件目については、業務委託運転手であるため、ただし書ハに該当しないが、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する余地がある。

さらに、そもそもこれらの事故を報告させていることから、本件対象文書のすべてについて、職務遂行に係る情報と解する可能性も否定できないと考える。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成23年5月11日付けで、同日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「2011年4月1日から請求日までに、千葉県教育委員会（教育庁）が収受した事故報告書」とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書を次に掲げる行政文書（以下「本件対象文書」という。）と特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するとし

て本件決定を行った。

- (1) 事故報告書（平成23年●月●日付け●●第●●号）（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 事故報告書（平成23年●月●●日付け●●●第●●号）（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 事故報告書（平成23年●月●●日付け●●第●●号）（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 事故報告書（平成23年●月●●日付け●●●第●●●号）（以下「本件対象文書4」という。）
- (5) 事故報告書（平成23年●月●●日付け●●第●●号）（以下「本件対象文書5」という。）
- (6) 事故報告書（平成23年●月●日付け●●第●●号の●）（以下「本件対象文書6」という。）
- (7) 事故報告書（平成23年●月●●日付け●●第●●号）（以下「本件対象文書7」という。）
- (8) 事故報告書（平成23年●月●●日付け●第●●●号）（以下「本件対象文書8」という。）
- (9) 事故報告書（平成23年●月●●日付け●●第●●号）（以下「本件対象文書9」という。）
- (10) 事故報告書（平成23年●月●●日付け●●●第●●号）（以下「本件対象文書10」という。）
- (11) 事故報告書（平成23年●月●●日付け●●●第●●●号）（以下「本件対象文書11」という。）
- (12) 事故報告について（進達）（平成23年●月●日付け教葛事第●●●号）（以下「本件対象文書12」という。）
- (13) 事故報告書（平成23年●月●●日付け●●第●●●●号）（以下「本件対象文書13」という。）
- (14) 職員の事故について（報告）（平成23年●月●●日付け●●第●●号）（以下「本件対象文書14」という。）

3 本件対象文書のうち不開示とした部分についての理由

- (1) 条例第8条第2号本文該当性について
 - ア 本件対象文書に記載された情報のうち、氏名、住所は特定個人が識別される情報であることは明らかである。
 - イ 本件対象文書に記載された文書記号番号、施行月日、学校名、校長氏名、同印影、事故発生日時、同発生場所、警察署名、反省等は、学校における事故の発生は限られており、たとえ氏名を不開示にしたと

しても学校の教職員や生徒などの関係者にとっては、事故の当事者が誰であるか既に明らかになっている可能性が高いと考えられ、そのためこれらの者が保有している情報若しくは学校要覧等入手可能であると通常考えられる他の情報と照合することにより、関係者が事案の詳細を確知したり、一層広範囲な者に事故の当事者が特定されることになるため、特定の個人を識別できる情報であると言える。以下具体的に示す。

学校における事故の発生は限られているため、学校名が開示されると当該学校の教職員や生徒などの関係者は、開示された情報と自己の保有する情報を照合することにより、事故の当事者を特定することができる。同様に学校名にたどりつくことができる情報は学校名を開示したことと同じことになる。まず、校長氏名は校長が各学校に1名のみであることから学校名が判明する。校長の印影は学校名が刻印されているものである。文書記号番号、施行月日は行政文書目録と照合することにより学校名が判明するものである。

事故発生日時、同発生場所、警察署名、反省等は当該学校の教職員や生徒などの関係者にとっては、開示された情報と自己の保有する情報を照合することにより、事故の当事者を特定することができるものである。

ウ 事故の程度、事故の状況、反省等には、具体的な行為に係る状況や内容が詳細に記載されており、通常これらの情報は事故当事者及び家族にとって機微に触れる情報で他人に知られたくないと望む情報であり、また、当該職員の行為が服務上又は身分上の取り扱いを要すると認められるものとして報告されたものであるため、これらの情報により、事故の当事者が不当な中傷や圧力を受けるおそれがあることから、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であると言える。

(2) 条例第8条第2号ただし書の該当性について

ア ただし書イの該当性について

本件対象文書に係る情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

イ ただし書ロ及びニの該当性について

本件対象文書に係る情報は、条例第8条第2号ただし書ロ及びニに該当するものではないことは明らかである。

ウ ただし書ハの該当性について

本件対象文書に係る当該職員及び関係職員の情報は、事故に係る情報であり、これらの情報は職務遂行の内容に係る情報ではないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件請求及び本件決定について
本件請求及び本件決定の経緯は、第3 1及び2のとおりである。
- 2 本件対象文書について
 - (1) 本件対象文書は、県立特別支援学校管理規則（昭和54年千葉県教育委員会規則第2号）第56条第2項第11号、県立高等学校管理規則（昭和54年千葉県教育委員会規則第1号）第59条第2項第11号又は市の規定により、校長が実施機関に報告した事故の報告書及びこれに係る文書であり、当審査会において、本件対象文書を見分したところ、それぞれ別表1及び別表2の行政文書を構成する文書の名称の欄で構成されている。
 - (2) これらのうち、本件決定において不開示とした情報はそれぞれ別表1及び別表2の不開示とした情報の欄に掲げるものである。
- 3 条例第8条第2号該当性について
 - (1) 条例第8条第2号本文該当性について
本件対象文書には、事故にあった職員（以下「事故職員」という。）の事故の内容に係る記載が、事故職員の氏名、事故職員が所属した高等学校、特別支援学校又は小学校の名称等とともに記録されていることから、それぞれの文書の全体が、事故職員に係る条例第8条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
 - (2) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について
本件対象文書に記録された高等学校及び特別支援学校の文書及び記号の番号、進達に係る文書の番号及び校長が実施機関に報告した事故の報告書に係る施行の月日（以下「施行の月日等」という。）は、行政文書を保有している所属である学校の名称、行政文書の件名とともに千葉県ホームページで公にされている。
しかし、千葉県ホームページに掲載されている内容は、行政文書の検索に用いるため、目録として施行の月日等の情報を行政文書から抽出したものに過ぎない。したがって、本件対象文書自体は実施機関によって

公表された事実はなく、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情も認められないことから、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

(3) 条例第8条第2号ただし書ロ該当性について

本件対象文書で不開示とした部分に記録されている情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、条例第8条第2号ただし書ロに該当しない。

(4) 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

事故職員（本件対象文書3の事故職員を除く。）は公務員であるが、事故職員が事故にあったという情報は、職務遂行に係る情報とは認められず、事故職員の氏名は条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

事故職員以外の公務員である職員については、当該職員の氏名は、当該職員にとっては職務遂行に係る情報であると同時に、開示すると事故職員を特定することができる情報ともなり得る。この場合、これを職務遂行に係る情報として開示すれば、事故職員の同僚、知人その他の関係者にとっては、事故職員がだれであるかを特定することができ、これまで知られていなかった事故の内容がこれらの者に明らかとなることにより、事故職員の権利利益が害されるおそれがあり、条例第8条第2号ただし書ハの趣旨を損なうこととなる。

したがって、公務員等の職務遂行に係る情報が別の公務員等の私事に関する情報でもある場合には、各公務員等ごとに不開示とすべき情報に該当するか否かを判断すべきと考えられる。すなわち、公務員等にとっての不開示とすべき情報に該当するか否かと別の公務員等にとっての不開示とすべき情報に該当するか否かを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示と考えられる。

これを本件決定において検討すると、事故職員を除く職員の氏名は、開示すると事故職員の同僚、知人その他の関係者にとっては、事故職員がだれであるかを特定することができ、これまで知られていなかった事故の内容がこれらの者に明らかとなることにより、事故職員の権利利益が害されるおそれがある。すなわち、事故職員を除く職員の氏名は、事故職員にとっては事故職員の個人に関する情報に該当すると認められるため、事故職員を除く職員にとっては職務遂行に係る情報ではあるが開示すべきものではない。

一方、本件対象文書に記録されている不開示とした情報のうち、別表1の不開示とした情報の種別の欄の「1」と記載されたものは、別表1

の開示又は不開示とする理由の欄に掲げる理由から、条例第8条第2号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

(5) 条例第8条第2号ただし書ニ該当性について

本件対象文書で不開示とした部分に記載されている情報については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないため、条例第8条第2号ただし書ニに該当するとは認められない。

4 条例第9条第2項の部分開示の可否について

(1) 開示請求に係る対象文書に条例第8条第2号の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合には、条例第9条第2項の規定により、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされているので、3(4)において開示すべきとした部分を除く不開示とした部分について、部分開示の可否を次のとおり検討する。

(2) 本件対象文書に記載されている不開示とした情報のうち、別表1及び別表2の不開示とした情報の種別の欄の「2」と記載されたものは、別表1及び別表2の開示又は不開示とする理由の欄に掲げるとおり、特定の個人を識別することが出来ることとなる記述等の部分に該当すると認められるため、部分開示の対象とすることはできず、不開示としたことは妥当である。

(3) 本件対象文書に記載されている不開示とした情報のうち、別表1及び別表2の不開示とした情報の種別の欄の「3」と記載されたものは、条例第8条第2号に規定する個人に関する情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に当たるものとは必ずしも言えない。

しかし、既に開示された部分により事故職員の事故のおおよその内容が明らかになっている以上、別表1及び別表2の開示又は不開示とする理由の欄に掲げる理由から、更にこれらの情報を開示すれば、事故職員、事故職員の相手側（以下「相手側」という。）及び事故職員又は相手側が運転していた自動車に同乗した者の知人その他の関係者にとっては、事故職員、相手側及び事故職員又は相手側が運転していた自動車に同乗した者（以下「事故職員等」という。）がだれであるかを特定することができ、これまで知られていなかった事故の内容がこれらの者に明らかとなることにより、事故職員等の権利利益が害されるおそれがある。

したがって、これらの情報は、これを公にしても事故職員等の権利利益が害されるおそれがないと認めることはできないので、条例第9条第

2項により部分開示を行うことはできず、不開示としたことは妥当である。

- (4) 本件対象文書に記録されている不開示とした情報のうち、別表1及び別表2の不開示とした情報の種別の欄の「4」と記載されたものは、別表1及び別表2の開示又は不開示とする理由の欄に掲げる理由から、これを公にしても事故職員等の権利利益が害されるおそれがないと認めることはできないので、条例第9条第2項により部分開示を行うことはできず、不開示としたことは妥当である。
- (5) 本件対象文書に記録されている不開示とした情報のうち、別表1及び別表2の不開示とした情報の種別の欄の「5」と記載されたものは、別表1及び別表2の開示又は不開示とする理由の欄に掲げる理由から、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報とは認められない。また、これを公にしても事故職員等の権利利益が新たに追加的に害されるおそれがないので、条例第9条第2項の規定により、部分開示すべきである。

5 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、第2 2(3)のとおり主張しているので、次のとおり検討する。

本件決定においては、実施機関は、第3 3(2)アのとおり、学校の名称は実施機関によって公表された事実はなく、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、条例第8条第2号ただし書イに該当せず、不開示と判断している。

一方で、平成23年6月15日付け教総第199号及び第200号においては、実施機関は、学校の名称は千葉県ホームページに掲載されており、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められることから、条例第8条第2号ただし書イに該当し、開示と判断している。

このように、本件決定と平成23年6月15日付け教総第199号及び第200号とは、学校の名称が千葉県ホームページに掲載されていたか否かが異なっている。したがって、条例第8条第2号ただし書イの判断が異なり、結果として開示、不開示の結論が異なっている。このような実施機関の判断に特段不合理な点は認められず、本件決定はこの点において妥当である。

- (2) 異議申立人は、第2 2(4)のとおり主張しているので、次のとおり検討する。

異議申立人は、第2 2(4)のとおり、ある特定の開示請求者を想定することよりも、広く県民の「知る権利」を尊重すべきと主張する。これに対して、実施機関は、第3 3(1)イのとおり、学校の教職員や生徒などの関係者を想定し、本件決定を行っている。

当審査会は、上記4(3)のとおり、事故職員等の知人その他の関係者を想定するものであり、これらの者にとっては、事故職員等がだれであるかを特定することができ、これまで知られていなかった事故の内容が明らかとなることにより、事故職員等の権利利益が害されるおそれがあると判断する。

したがって、実施機関の判断に特段不合理な点は認められず、本件決定のうち不開示を維持する部分は結論において妥当である。

6 結論

- (1) 以上のとおり、実施機関は不開示とした情報のうち、別表1及び別表2の判断の欄の開示と記載されたものを開示すべきである。
- (2) 実施機関のその余の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成23年 9月14日	諮問書の受理
平成23年10月21日	実施機関の理由説明書の受理
平成23年11月24日	異議申立人の意見書の受理
平成25年 4月23日	審議
平成25年 5月28日	審議
平成25年 7月 2日	審議
平成25年 7月30日	審議
平成25年 9月17日	審議
平成25年10月22日	審議
平成25年11月25日	審議
平成25年12月24日	審議
平成26年 1月28日	審議
平成26年 2月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
日名子 暁	弁護士	
湊 弘美	弁護士	

(五十音順：平成26年2月25日現在)